

成田空港に関する四者協議会結果について（概要）

平成25年3月29日

国土交通省、千葉県、空港周辺9市町及び成田国際空港株式会社の四者は、「成田空港の離着陸制限（カーフェュー）の弾力的運用について（案）」について、以下のとおり条件を付した別添「確認書」を締結し、合意しました。

【条 件】

- 現行のカーフェュー時間（23時から6時）及び22時台の便数制限（10便）の厳守
- 弾力的運用が最小限となるよう航空会社を指導
- 早朝5時台の着陸は認めない
- 騒音地域住民の健康影響調査の実施
- カーフェュー時間内運航があった場合の情報公開の徹底
- 弾力的運用の実施状況の公表及び検証

今回の確認書締結による弾力的運用の概要

1 対象事由

- （1）出発地空港において、悪天候等やむを得ない理由により遅延が生じた航空機の着陸
- （2）飛行中、悪天候等やむを得ない理由により、一旦他空港へ着陸した航空機の着陸
- （3）悪天候等やむを得ない理由により、玉突き遅延が発生する場合の航空機の着陸
- （4）目的地空港の悪天候等やむを得ない理由により、成田空港へ引き返す航空機の着陸
- （5）異常事態、運航の安全確保等やむを得ない理由により、遅延が生じた航空機の離着陸

2 時間帯

23時台の離着陸

（24時以降は従来カーフェュー運航を認めてきたもの以外は認めない）

3 対象機材

成田航空機騒音インデックスA、B及びCに適合する低騒音機に限る

4 料金

1回の離着陸につき、通常の着陸料に加え、通常の着陸料の1倍に相当する金額を上乗せして支払う

5 実施時期

平成25年3月31日から実施する